令和4年度 徳島地裁夏休み企画1、2開催結果報告

夏休み企画1Bコースに参加の中学生の皆さん、たくさんの御応募、御 参加本当にありがとうございました。

【夏休み企画1Bコース中学生の部 当日の様子】



~201号法廷にようこそ!~



【DVD(ぼくらの裁判員物語)視聴】

小学生の部に引続き、今回初企画【模擬評議ウォーミングアップ】 「今日何食べる?高級焼肉?お寿司(回らない)?和・洋・中ホテルバイキング?」【模擬評議】 「みんなで話し合ってみました。」



まずは、記録に目を通す中学生!どんな証拠があるのかな?ここにある提出された証拠のみによって判断してください。



- ※ 焼肉店オーナー、お寿司屋さん大将、ホテル総料理長の証言は? 裁判でいう証人尋問の結果は、以下のとおり。
- ○「うちの店は、神戸牛、松阪牛、但馬牛のA5ランクの肉を使用している。」
- ●「うちは、3年先まで予約で一杯。今日は特別に皆さんを招待します。 ミシュランガイド3ツ星です。」
- ◎「私たちのホテルは、3ツ星ホテルです。」 さあ、何食べる?高級寿司11人、ホテルバイキング10人と2つに絞られました。





それでは、それぞれ選んだ理由を教えて下さい。



- ◎写真を見る限り、赤身の肉がないので、焼肉を選ばなかった。
- ◎3年先でないと予約が取れない。
- ◎3年先まで予約が取れない寿司を食べてみたい。
- ◎肉や魚がアレルギーなどの理由で食べられない人もいる。私だけならお寿司ですが、みんなで行くなら。
- ◎ホテルバイキングのスウィーツが充実している。
- ◎寿司屋もホテルも3ツ星であり、バイキングなら3ツ星の寿司も食べられる。など色々な意見が出された。

話し合いの結果、21人中

「寿司11人 \rightarrow 8人」「ホテルバイキング10人 \rightarrow 13人」

和・洋・中ホテルバイキングに決定した。



次は、【模擬評議】本番。事件は「窃盗被告事件」被告人は有罪?それとも無罪?



評議の前に、「刑事裁判手続き の流れ」の資料を見ながら説明 を受ける中学生。



いよいよ【模擬評議】 未来の裁判員はどんな判断を下すのか。

起訴状を朗読する中学生。「公訴事実。被告人は令和3年…電動自転車1台を窃取したものである。罪名及び罰条窃盗 刑法第235条。以上について審理願います。」



まず、被告人は無罪か有罪か。

「無罪 2人」 「有罪 19人」



それでは、「無罪」「有罪」とした理由は?





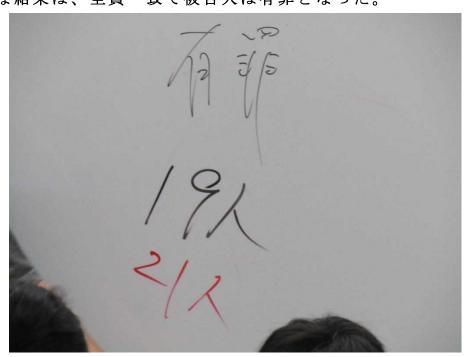
- ○被告人は、法廷で間違いないと言っている。
- ○警察官の職務質問の際、被告人が乗っていた自転車は、盗難届けが出ていて、被告人は、何回も自転車に乗ったと答えている。
- ○被告人の履いていた靴と同じ靴はいくらでもあるので、足跡と靴が一致 したからと言って、すぐには被告人が自転車を盗んだとは言えない。

○黙秘権の告知を受けた上で、本件犯行を認めている。

中学生の皆さんは、それぞれの意見を発表し、活発な議論がなされた。



最終的な結果は、全員一致で被告人は有罪となった。



続いて、有罪となった被告人には、どのような刑罰が相当かを話し合った。

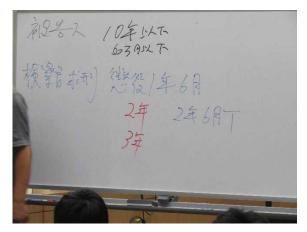
※窃盗罪は、懲役10年以下又は罰金50万円以下

※検察官の意見 求刑は 懲役1年6月

※弁護人の意見 被告人は十分反省しており、家族も監督を誓っている。

今回に限り、執行猶予付きの判決を賜りたい。

※被告人 二度とこのようなことのないよう真面目に働き、社会の ルールを守ります。



○被告人の前科は、スピード違反の罰金 があるだけ。

- ○被害者宅に深夜に侵入した。
- ○被告人は二度とこのようなことをしないと誓っている。
- ○被告人は反省している。
- ○被告人はまだ若い。
- ○被告人は便利という理由で、何度も盗んだ自転車を乗り回していた。
- ○被害者は、高齢で足も悪く、自転車がない間不便な生活を強いられた。
- ○父親が被告人の監督を誓っている。
- ○被告人は酔っ払った状態で本件犯行を行っていて、悪質とまでは言えない。

など、色々な意見が出された。

評議の結果

懲役3年 0人 懲役2年6月 1人 懲役2年 12人

懲役1年 8人と意見は一致しなかったが、懲役2年6月の1人と、懲役2年の12人を足して13人で過半数となり、かつ<mark>懲役2年の意見に数判官役の中学生の意見が入っていた。</mark>

よって、 被告人は、懲役2年という結論に至った。





【判決宣告体験】裁判官役、検察官役、弁護人役、被告人役の中学生が、 それぞれの配置に着き、準備完了。みんなで話し合った結果は懲役2年だったが、裁判官役5人の中学生は、どんな判決を宣告するのだろうか。





いよいよ判決宣告! 裁判官役の中学生が、用意された判決のシナリオに 沿って判決宣告や説諭を行った。



執行猶予付きの判決宣告 をする 裁判官1

処する。この裁判確定の日から 3年間その刑の執行を猶予する。」

説諭をする 裁判官2

「主文被告人を懲役1年6月に「判決の内容はわかりましたね。 あなたはまだ若く、将来のある 身です。今後のあなたに期待した いと思います。」

無罪の判決宣告をする判官3

「主文被告人は無罪。……検察官提出の証拠〇〇は、違法な捜査 で得られた結果といわざるを得ず、証拠能力を認めることはで きない。……これらの事実はすべてこれを証明するに足る証拠 がないから刑事訴訟法第336条により無罪の言渡しをすべき ものとする。よって主文のとおり判決する。」



実刑の判決宣告をする裁判官4

「主文被告人を懲役8月に処する。 未決勾留日数中20日をその刑に 算入する。」

説諭をする裁判官5

「懲役8月の実刑です。今回あな たにとって厳しい内容の判決とな りました。被害者のことをよく考 え反省の日々を送ってください。」





「なお、この判決に不服がある場合、控訴をすることができます。その場合、14日以内に高松高等裁判所宛ての控訴状を当裁判所へ提出してください。以上で判決の言渡しを終わります。」

判決宣告体験は無事終了。皆さん堂々と裁判官役を演じてくれました。

引続き【質問コーナー】【法廷開放・法服着用・記念撮影】

最後の最後まで、色々な質問を頂きました。





法廷開放では、皆さん思い思いに法服を着たり、記念撮影をしたり、質問をしてくれたりしました。皆さんの笑顔がとても印象的でした。

中学生の皆さん、たくさん参加していただき、本当にありがとうございました。